

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市水とみどりの審議会				
事務局 (担当課)		水みどり環境課 電話042 - 769 - 8242 (直通)				
開催日時		平成28年6月17日(金) 15時00分～17時00分				
開催場所		相模原教育会館1階 小会議室(3)				
出席者	委員	8人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	7人(環境共生部長、水みどり環境課長、他5人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開会 2 議題 (1) 相模原市緑化条例の改正等について (2) 水とみどりの基本計画の進行管理に関する審議会の意見と意見への対応について 3 その他				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

会議に先立ち、大貫環境共生部長から野尾委員に対し委嘱状の交付を行った。

1 開会

2 議題

(1) 相模原市緑化条例の改正等について

事務局による説明の後、質疑応答を行った。

相模原市緑化条例の改正は、いつ頃、どのような形で諮問がされるのか。

10月に開催予定の審議会において、条例の条文の内容、題名等を示して諮問を行いたいと考えている。

条例の題名はどのようになるのか。

みどりの保全又は水辺環境の保全という考え方も含むこととすると、緑化という表現が条例の内容と合致しないこととなる。具体的な条文案を作成する中で検討していく。

生物多様性の保全に関する新たな条例は別途制定するということが。

そのとおりである。相模原市水とみどりの基本計画の72ページに生物多様性の保全に関する新たな条例の制定の検討について記載がある。そこでは、緑化保全等に関する既存の条例を発展させた、生物多様性の保全に関する新たな条例の制定を検討することとしており、庁内で議論を進めてきたが、以下の点からまとめて条例を制定することは困難であるという結論に至った。

緑化と生物多様性の内容について重複しない部分もあるため。

相模原市水とみどりの基本計画で生物多様性の戦略について定めている以上、拙速に条例を制定する必要はないと考えられるため。

「相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例」及び「相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例」という個別の事業に対する条例を制定しており、他都市と比べても先進的といえる。生物多様性の保全に関する新たな条例の制定をする際、これらの条例との整合性を図らなければならず、同時に行おうとすると時間を要するが、「潤水都市さがみはら」を掲げている本市として、その間既存の相模原市緑化条例をそのまま放置するわけにはいかないため。

生物多様性の保全に関する条例の制定を検討しているとのことだが、時期はいつ頃となるのか。

新・相模原市総合計画及びその部門別計画である相模原市水とみどりの基本計画

の計画期間が平成31年度までであり、それまでの間は、基本計画に位置付けた生物多様性地域戦略に基づき、施策を推進していく。新たに制定を検討する生物多様性の保全に関する条例は、平成32年度以後の総合計画等との整合性を図る必要があるため、時間をかけて検討していきたい。

管理をしている公園などで貴重種の植物を植えたものの、持ち去られるという事案がある。それを防止するため、相模原市水とみどりの基本計画を改訂するときに行われた各団体からのヒアリングにおいて条例の制定を提案したところである。可能な限り早く制定を検討してもらいたい。

改正後の条文構成(案)の総則には市民・事業者の責務があるが、NPO法人の役割や期待するところといった事項は規定するのか。

市民協働に関しては、相模原市市民協働推進条例という別の条例があり重複する部分も生じることから、対応を検討中である。重要性は認識しているので、いただいた意見を踏まえながら今後検討を進めていきたい。

現状の相模原市緑化条例は、樹木と工場などの緑化についてのみ定めているが、改正後の条文構成(案)では市民緑地や水辺環境の保全が規定されている。貴重種の持ち去りという行為に対して緑化環境の破壊行為という観点で罰則を設けることはできないか。

樹木の中には文化財保護法に基づき文化財指定されているものがあると思うが、この条例との整合性を図る必要がある。

林業関係の法律もあり、また、林業に携わっている人からの別の視点の意見もあるが、そういった方からの意見を把握する必要がある。

市役所庁内では経済部が所管をしており、その部署の意見も伺いながら内容を検討していきたい。

相模原市の独自性という点であれば、前文を作るというのも手法の一つであると思うが、作らないこととしている理由はあるか。

前文は条例を格調高く表現するためには大切な手法であると認識している。しかしながら、前文が時代の変化にそぐわなくなるリスクを背負うこととなるため、事務局でも議論をしているところである。

条例では罰則について定めないのであるか。

改正後の条例では、理念を定めていくことが想定されることから、現在のところ罰則を設けることは考えていない。どうしてもペナルティ的な事項を盛り込むのであれば、公表など市が独自でできるものから検討をしていく。

罰則があればいいというものではないのかもしれないが、せっかく条例を改正するのであれば、それを担保できるようにすべきではないかと思う。

改正することについて、出席委員全員異議はない。

(2)水とみどりの基本計画の進行管理に関する審議会の意見と意見への対応について事務局による説明の後、質疑応答を行った。

外的要因により実施することができなかった事項の進捗状況の評価手法はどうするのか。

進捗状況の評価は、前年度と同様に「S～-」の6段階で行いたい。外的要因により結果的に実施することができなかった事項については、その理由を記述することによって取組の状態を判断することができると考えている。数値目標がないものについては、それに至った理由等を総合的に判断することとなる。

項目によって進捗状況で表せるものと、実施状況で判断するものがあると思う。例えば草刈については実施の有無だけだと思うが、こういう項目を進捗状況としてA、B、C、Dなどで判断することに無理を感じる。

進捗状況は今までも評価してきたものであり、今回も評価していきたい。その中で、進捗状況の根拠として理由を記載し、なぜその評価になったのかをそこで表現していきたいと考えている。

定量化できないものを評価することは非常に難しい。評価することができない事項は出てくるはずで、そのようなものに評価を入れると余計混乱すると思う。「-」にするべきではないか。

「-」の定義を幅広くするというのも一つの方法ではないか。

「取組の効果」となっているが、これはアンケートなどにより検証したものなのか、それとも取組によって期待される効果なのか。検証は困難であると思われるため、ここは「取組の効果」よりは「期待される効果」という表現の方がよいのではないか。

毎年度の評価は、単年度の目標の進捗状況について行うものだが、長期的な目標に対する評価は行わないのか。

平成26年度に行った中間見直しの際にそれまでの評価を行ったため、次回は計画期間の終了時期に行うこととなると考えている。

前年と比較した場合には、前年の評価が高評価であった場合に次年の評価がネガティブになってしまうこともあるが、大丈夫か。

毎年翌年度の目標を各課で作成する際、前年の実績を基に作成しているため、その点は問題ないと思われる。

3 その他

事務局から各委員の個人番号の収集、次回会議の日程について説明し、了承を得た。

以上

水とみどりの審議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	田淵 俊人	玉川大学農学部 教授	会長	出席
2	南 正人	麻布大学獣医学部 准教授		出席
3	吉永 龍起	北里大学海洋生命科学部 准教授		出席
4	出口 忠夫	公募委員		出席
5	秋永 真里子	特定非営利活動法人境川の斜面緑地を守る会 理事		出席
6	飯塚 裕美	特定非営利活動法人みどりのお医者さん		出席
7	熊谷 達男	「小松・城北」里山をまもる会 副会長		出席
8	高橋 孝子	特定非営利活動法人相模原こもれび理事長	副会長	欠席
9	野尾 睦彦	相模原商工会議所 3号議員 (東京ガス株式会社神奈川西支店 支店長)		出席